

鹿嶋市学校規模適正化実施計画

(豊津小学校 中野西小学校編)

令和7年12月25日

鹿嶋市教育委員会

はじめに

本市では、小規模校のメリットの最大化、デメリットの最小化を図りながら、過小規模校での教育を維持してきましたが、令和6年度に大きく方向転換し、学校規模の適正化についての検討を開始しました。

全国的な少子化の進行に伴う児童数の減少により、多くの自治体では国や県が示す「12学級以上18学級以下を適正」とする指針を踏まえ、学校規模の適正化・適正配置に関する実施計画を策定し、長期にわたる計画を推進する事例が多く見られ、近隣市でも同様の取り組みを推進しております。

本市においても、他市同様に少子化が進行しており、一部の学校において本市の教育目標の達成が困難な状況になることが予想されることから、教育環境、教育条件の改善のために、抜本的に取り組む必要があるものと判断したものです。

取り組みの第1段階として、本市独自に「学校規模適正化基準」を定めました。この基準を設けたことで、学校規模適正化を推進する理由や適正化を進める学校についての市民の理解が容易に進んだものと考えております。

そして、第2段階として、外部組織として検討委員会を設け、基準に該当した学校の学校規模適正化の推進手法等を検討しました。その検討委員会には下部組織として、当該校の保護者や地域の方の意見を聞く場も設けたことで、学校に関わる多くの方の考えが反映された「学校規模適正化検討委員会報告書」が取りまとめられ、市教育委員会に提出されました。

今回、その報告書を踏まえ、適正化基準に該当した豊津小学校及び中野西小学校の適正化実施計画を策定しました。

今後、第3段階として今回策定した「鹿嶋市学校規模適正化実施計画（豊津小学校 中野西小学校編）」を具体的に推進することになりますが、当該校の関係者、当該地区の皆さまのご理解を得ながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

引き続き、本市が取り組む教育行政へのご理解をよろしくお願いいたします。

令和7年12月25日

鹿嶋市教育委員会教育長 川村 等

目 次

1 実施計画策定の背景と目的	…P. 3
2 豊津小学校及び中野西小学校の学校規模適正化実施計画	…P. 3
3 具体的な進め方	…P. 5
4 最後に	…P. 6

《参考資料》

I 鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書	…P. 8
II 統合先校の児童数の推移と見込（詳細）	…P.13
III 人口、児童数の推移と見込	…P.15
IV 学校規模適正化検討の経過	…P.20
V 適正化基準該当校の沿革と現状	…P.22
VI 関係法令	…P.24

1 実施計画策定の背景と目的

本市では、教育基本法第5条第2項及び第6条第2項に定める目的・目標の実現を目指し、小規模校であってもそのメリットを最大限にいかし、デメリットの最小化に努めることで、これまで学校教育を推進してきました。しかし、本市においても、人口減少に伴う少子化の進行により、一部の学校では2つの学年を1つの学級に編成する複式学級が発生する過小規模校に分類され、その状態が常態化する等、課題が深刻化しています。

義務教育段階の学校の目的は、児童生徒の能力を伸ばすとともに、社会的自立の基礎を培い、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことです。そのため学校では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であることから、学校は一定の規模を確保する必要があるものといえます。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現する「令和の新しい学び」を効果的に進めるためにも、過小規模校には多くの課題があり、その教育条件を改善する必要があるものと捉えています。さらに、過小規模校に子どもを通わせる保護者から、教育上の不安の声が出始めていること等を踏まえ、本市教育委員会では、令和6年度から学校規模の適正化についての検討を開始しました。

まず、本市独自の基準として令和6年12月に「鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則」を定め、本市の教育目標の実現につながる望ましい学校規模の最低基準を明示しました。

その結果、令和6年度学校基本調査の結果から、豊津小学校と中野西小学校の2校が、学校規模の適正化を検討すべき学校に該当しました。このことから、両校に就学する児童の教育環境の改善を迅速かつ適切に推進するため、「鹿嶋市学校規模適正化実施計画（豊津小学校 中野西小学校編）」を策定します。

なお、学校は地域のコミュニティの核としての性格を持つとともに、近年では防災をはじめとする多様な役割・機能を求められています。このことを踏まえ、本計画の推進に当たっては、学校・保護者に加え、地域住民の皆様の十分な理解と協力を得ながら、円滑かつ丁寧に進めています。

2 豊津小学校及び中野西小学校の学校規模適正化実施計画

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会から提出された報告書を踏まえ、豊津小学校及び中野西小学校にかかる学校規模の適正化を次のとおり進めることとします。

豊津小学校については、小規模特認校制度を利用し、「少人数を生かした授業や豊かな自然を生かした体験活動を希望」して入学した児童への配慮を行うとともに、統合に向けた準備期間を確保する必要があること、さらに地理的条件を考慮した結果、以下の方針となりました。

中野西小学校については、過小規模校となった教育環境をできるだけ早く改善し、適正な教育環境で子どもを学ばせたいという保護者の強い要望があること、また、そうした保護者の声を尊重すべきとする地域の意見を踏まえ、以下の方針となりました。

いずれの学校においても、小規模校から比較的規模が大きな学校に編入することで児童の生活環境が大きく変化することから、児童のメンタル面への配慮や、日常生活が変わる児童及びその保

護者への支援策を講じることとします。

(参考資料 I 「鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書」参照)

(1) 豊津小学校について

- ①豊津小学校の学校規模適正化は、令和10年4月を目標として進めます。
- ②令和9年度末をもって豊津小学校の教育課程を終了し、同年度末に豊津小学校に在籍している5年生以下の児童は、鹿島小学校に編入するものとします。
- ③豊津小学校は、令和10年3月31日をもって閉校とします。
- ④豊津小学校の通学区域は、鹿島小学校の通学区域に編入するものとします。ただし、豊津小学校と隣接する学区の小学校への就学を希望する場合は、これを認めるものとします。

(2) 中野西小学校について

- ①中野西小学校の学校規模適正化は、令和9年4月を目標として進めます。
- ②令和8年度末をもって中野西小学校の教育課程を終了し、同年度末に中野西小学校に在籍している5年生以下の児童は、大同西小学校に編入するものとします。
- ③中野西小学校は、令和9年3月31日をもって閉校とします。
- ④中野西小学校の通学区域は、大同西小学校の通学区域に編入するものとします。ただし、中野西小学校区と隣接する学区の小学校への就学を希望する場合は、これを認めるものとします。

(3) 共通事項

①統合先校への影響の最小化

豊津小学校及び中野西小学校の閉校に伴う児童の編入に伴い、統合先校となる鹿島小学校及び大同西小学校の校名等の変更は求めないこととします。

②児童の不安への対応

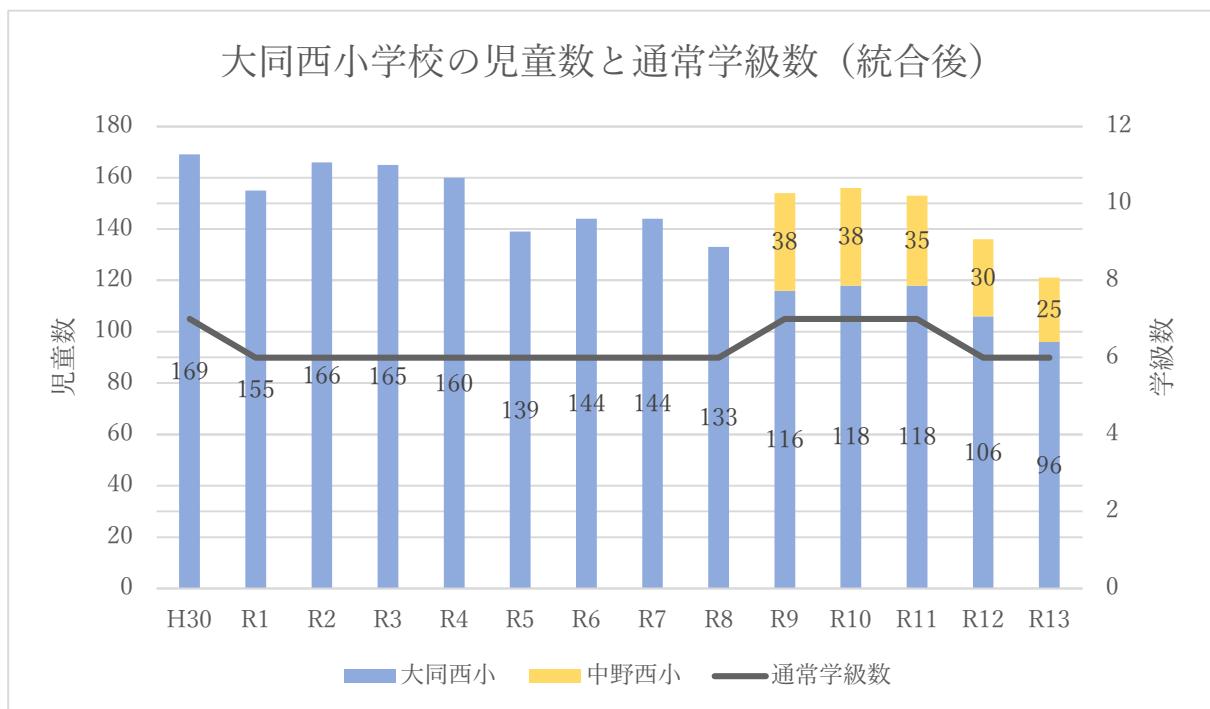
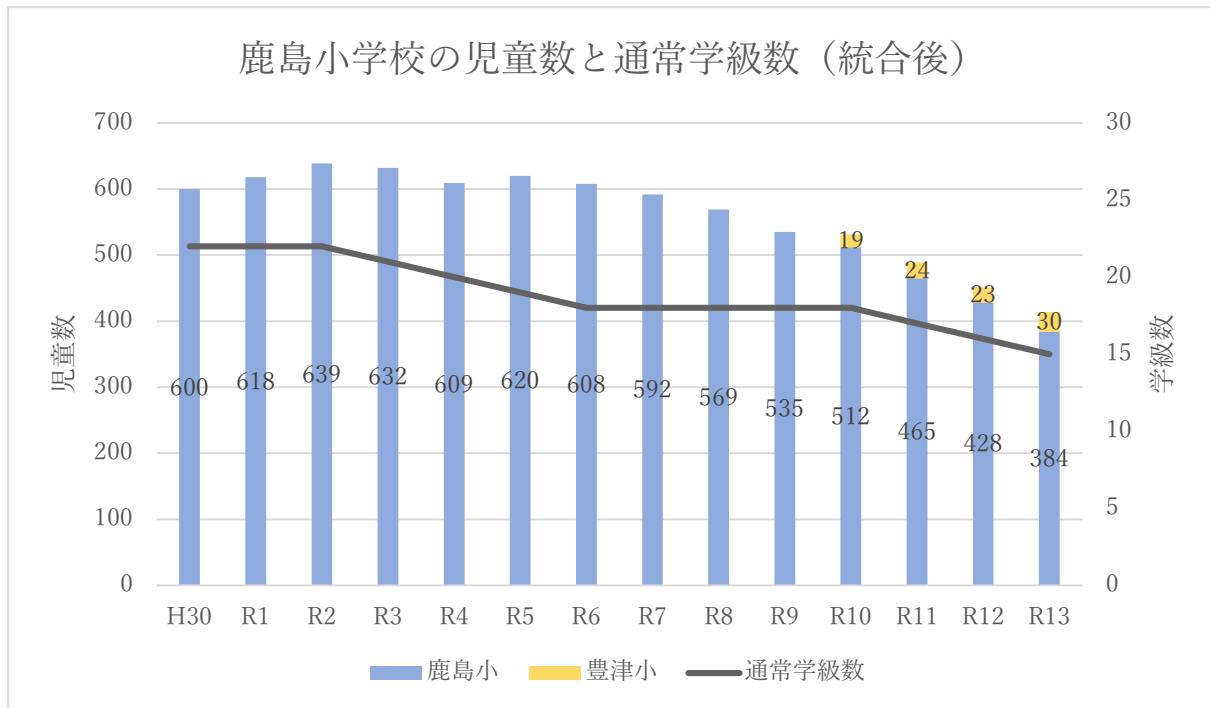
編入に伴う児童の心情等に十分配慮し、スクールカウンセラー等を積極的に活用します。また、現在、統合校に配置されている教職員を、可能な限り統合先校に配置されるよう努めます。あわせて、統合校の児童と統合先校の児童が円滑に馴染めるよう、様々な事前交流事業を実施します。

③通学支援

統合により通学距離が延伸する児童については、公共交通機関の活用等も含め、通学に係る負担を軽減するための方策を講じます。

④その他の支援

新しい学校生活において、統合先校の体操服等に切り替えることは、児童の融和を円滑にするために有効と考えられます。さらに、統合に伴い生活環境が変化することで保護者の経済的負担が増加することも踏まえ、体操服買い替え等の支援を行います。



(参考資料II 「統合校の児童数の推移と見込（詳細）」参照)

3 具体的な進め方

(1) 推進体制

統合校での教育活動の終了及び統合先校への編入にあたり、検討を要する諸事項については、それぞれの学校の適正化検討委員会分科会に、統合先校の代表者（学校関係者及び保護者代表等）を

加えて協議を進めます。

さらに、学校関係者間で推進するもの、保護者を加えて協議するもの、地域の方を中心に検討するもの等、分野ごとにワーキンググループ等を設け、公民館等と連携し円滑かつ確実に推進します。

(2) それぞれの役割

①市教育委員会

市民理解の醸成や通学支援や保護者への負担軽減制度などの制度設計、関係機関との調整、施設整備等。また、統合校及び統合先校の支援とともに、教員の加配等教職員の配置計画の見直し、児童支援のための専門職の配置・活用等について、県教育委員会と連携し推進する。

②市

閉校により使用しなくなる施設及びその跡地の利活用の検討、通学路の安全確保、公共交通機関の調整。

③統合校（豊津小学校、中野西小学校）

児童の心情に十分配慮しつつ、統合先校との交流事業や統合校での日常を締めくくるための教育活動の実施。職務ごとの具体的な調整、文書等の移管、学校の歴史の継承、教材備品の移管廃棄等の整理とともに、閉校記念事業の企画等を進める。

④統合先校（鹿島小学校、大同西小学校）

統合校の児童の受け入れ体制の整備と教職員間での意識共有。事前の交流事業や行事の実施や歓迎ムードの醸成。

（「○編入及び閉校の推進スケジュール」参照）

4 最後に

今回策定した「鹿嶋市学校規模適正化実施計画（豊津小学校 中野西小学校編）」は、児童数の減少により適正な学校規模が確保できなくなったことで、学校活動の継続性に課題が顕在化した学校に限定し対応したものです。

今後も、少子化は一層深刻化し、学校規模の適正化に適切に対応することがさらに求められるところから、鹿嶋市の将来を見据え、国や県が示す「公立小中学校の適正規模・適正配置の基準」を目標に学校規模の適正化を検討する必要があります。

この検討にあたり、本市が中学校区毎に進める小中一貫教育の先進事例として取り組んだ高松小中学校の実績を踏まえ、施設一体型の小中一貫教育を市内の小中学校に拡大するように計画的に教育環境の整備を進めていくことが、教育的な視点から有効であると考えます。

このように、今計画を確実に推進することと並行して、適正な学校規模の在り方を実現し、鹿嶋市の教育目標を最大限実現できるように、子どもたちのより良い教育条件の改善を図ってまいります。

○編入及び閉校の推進スケジュール

分類	統合前々年度	統合前年度前半	統合前年度後半	統合年度以降
	具体的な受入体制・教育内容の調整	具体的準備・交流・記念事業の本格化	最終準備～閉校・編入 記念式典の開催	記録保存・フォローアップ・跡地活用
1 市・教育委員会				
・方針決定・公表、進捗管理	総務	・学校規模適正化実施計画の合意形成と公表 ・保護者・地域、学校運営協議会、学校への説明	学校規模適正化検討委員会開催	学校規模適正化検討委員会開催
・条例/規則改正			・改正を要する条例・規則の選別と改正案の作成（市長部局条例、規則を含む）	・教育委員会会議・市議会にて審議、議決。県教育委員会等への報告
・情報発信		・広報・情報発信（統合検討の経過と進捗状況を発信）		
・統合校等の支援		・適正化検討委員会（○○小学校拡大分科会）の開催支援	・閉校記念式典等の支援 ・校旗等の保管方法の調整	
・学籍等の事務手続			・編入通知（保護者宛） ・各種登録（学籍簿等）	
・通学手段・通学安全対策、保護者負担軽減策		・通学路の安全対策、通学手段の検討や保護者負担軽減策の制度設計	・予算化と事業者との契約	事業実施
・学級編制と教職員配置	学務	・学級数の試算と教職員配置計画の検討（加配教員の配置、SC等の専門職の配置・活用）		
・施設整備		・施設・設備の検討	・施設整備	
・施設、跡地活用の検討			・施設、跡地活用方針の検討・公表	・施設、跡地活用の具体化
2 両校連携				
・統合準備委員会の設置		・適正化検討委員会（○○小学校拡大分科会）の開催：統合ビジョンの検討、行事・教育内容の調整、通学やスクールバス、安全対策、学校運営協議会、PTA等の検討	・新しい学校の教育目標・グランドデザインの策定	
・交流・共同活動		・交流活動の実施（合同行事、授業交流）		
3 統合校（閉校側）				
・保護者・地域・児童等への説明		・保護者・地域への情報共有	・児童・保護者への編入についての具体的な説明	
・最後の教育活動	閉校	・最後の学校行事の調整	・統合校の日常を締めくる活動の実施	
・閉校記念行事、事業		・閉校記念行事に向け卒業生・地域OBとの連携の準備	・閉校記念事業（式典、行事、記念誌等）の企画	・閉校記念行事の実施と記念誌等の作成と配布。
・学校の歴史・文化・資料の整理・記録	歴史継承	・学校の歴史・文化の整理（校歌・校章・校旗・沿革、記念誌、写真・文書資料や「学校の良さ」をまとめる）		
・学籍・資料・物品の整理と引き継ぎ	備品整理		・学籍・成績・記録の整理・引継ぎ、卒業生・修了者の記録の保存方法の確認	
・児童の心理的ケア		・児童の不安ケアの開始	・教材・備品・記録等の校内整理	・物品・資料の移管・廃棄
			・不安の強い児童への個別支援	・児童への心理的サポート
4 統合先校（受入校側）				
・受入体制づくり（学級編成、教職員体制、学校行事・教育課程見直し）		・受入れに向けた心構えづくり ・教育課程・学校行事の見直し（統合校の良さの検討） ・受入れ準備の具体化（学級編制、学用品等の検討）	・統合後の校内体制の確定と、委員会活動等の再設定	・編入受入準備（編入式典等、行事での歓迎企画）
・新しい学校づくり				
・編入児童の適応支援とフォローアップ			・統合先校の学校生活・行事・校則などの説明会	・「歓迎ムード」づくり ・児童の適応状況の確認
5 学校教育周辺		児童クラブ、放課後児童クラブの編入		
6 地域、公民館		・地域活動、公民館活動の見直し、避難所・投票所等の代替施設の検討		

《参考資料》

I 鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会を3回開催し、鹿嶋市学校規模適正化基準に該当した「豊津小学校、中野西小学校の学校規模適正化の推進」について審議しましたので次のとおり報告します。

令和7年11月4日

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会

委員長 小川 哲哉

外委員 13名

1. 鹿嶋市学校規模適正化の検討について

急激な少子化や、小規模な学校での教育について保護者から不安の声が上がり始めたこともあり、令和6年度に学校規模の適正化について検討を開始し、適正化を検討すべき学校を明確化するための基準「鹿嶋市学校規模適正化基準」が令和6年12月に策定された。

この基準に豊津小学校及び中野西小学校が該当したことから、両校の学校規模適正化を円滑かつ確実に推進するため、該当校の関係者、地域住民等の協議の場として「鹿嶋市学校規模適正化検討委員会」が設置され、学校規模適正化の実施計画案を協議し教育委員会に報告することとなった。

今回当委員会が報告する「鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書」は豊津小学校、中野西小学校それぞれで、学校規模適正化について検討する場「適正化検討委員会○○小学校分科会」を設け、その分科会での協議を経て取りまとめられたものであり、保護者や地域の声が反映されたものとなった。

この報告書を最大限尊重し、適切な教育行政に努めていただきたい。

2. 鹿嶋市学校規模適正化検討指針

鹿嶋市立小学校において、教育基本法第5条第2項及び第6条第2項の目的を達成するため、「児童が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばし、急激に変化し予測不能な未来を生きぬく力を身に付ける」ことを目標とする鹿嶋市が進める教育の実現につながる、より良い教育環境の構築を推進するものとする。ただし、学校は地域のコミュニティの核としての性格のほか、近年では防災等の多様な役割・機能が求められていることを踏まえ、学校、保護者とともに地域住民の方々の十分な理解、協力を得ながら、丁寧かつ円滑に進めるものとする。

3. 学校規模適正化基準該当校の適正化の推進について

(1) 豊津小学校（令和7年5月児童数22人 通常学級数2学級 2年生と4年生及び5年生と6年生が複式学級 他学年在籍児童無し）

① 令和10年4月に鹿島小学校へ統合することが望ましい。ただし、他の学校への就学を希望する場合は指定校変更申請にて配慮すること。

② 理由

- ア. 保護者同士の協議の中で令和10年4月の希望が多かったこと、また小規模特認校制度を利用し地区外から通っている児童が4年生に多く、小規模校での小学校生活を希望して就学したことを踏まえると、令和10年4月が適当。
- イ. スクールバス、体操服、児童クラブ等の具体的な協議のために一定期間が必要。
- ウ. 統合先校との準備期間として一定期間が必要。

③ その他

- ア. 小さな学校から大きな学校に編入することは児童にとって大きな環境の変化である。児童の様々な不安を解消するための手立てを講じられたい。具体的には不安を解消するための相談（メンタルケア）、スムーズに馴染めるように事前の交流事業等の実施及びその援助を求める。
- イ. 学校が変わることで、通学距離が延伸するためスクールバス等の通学に係る支援策、また体操服やシューズ等の購入補助を要望する。
- ウ. 地域コミュニティの核として多様な役割を担う学校が無くなることで、児童たちとの交流ができなくなる心配がある。地域への影響についても検討されたい。
- エ. 統合に伴う児童のメンタルケアに留意し、現豊津小学校職員の統合先校への配置等を要望する。

(2) 中野西小学校（令和7年5月児童数55人 通常学級数5学級 3年生と4年生が複式学級）

- ① 令和9年4月に大同西小学校へ統合することが望ましい。ただし、他校への就学を希望する場合は指定校変更申請にて配慮すること。

② 理由

- ア. 「鹿嶋市が策定した学校規模適正化基準に中野西小学校が該当したということは、今、子どもたちは適正な教育を受けられていないということ。この適正ではない状況を少しでも早く解決し、早く適正な教育を受けさせたい」等の声があり、保護者アンケートの結果では、75.5%の保護者が令和9年4月までの統合を望んでいる（その内、31.1%の保護者が令和8年4月の統合を望んでいる。）。また、地域アンケートにおいて、保護者の声を尊重してほしいとの声も複数みられることから、令和9年4月とすることが適当。

- イ. 保護者からは現在の中野西小学校に通う児童が2つの学校に分かれることは問題ありとし、学校全体で一つの学校に統合されることを望んでいる。統合先校については、保護者の64.4%，地域アンケートでも65.5%が、大同西小学校を選んでいる。

③ その他

- ア. 統合により通学距離が延伸する児童への配慮として、何かしらの通学支援制度を要望する。また保護者負担の増に配慮し、統合先校の体操服購入等の支援を要望する。

イ. 統合に伴う児童のメンタルケアに留意し、スクールカウンセラー等の活用、現中野西小学校職員の統合先校への配置等を要望する。

ウ. 結果的に、統合にあたっての準備期間が1年余となるが、円滑に準備を進められたい。

エ. 地区アンケートでは、少子化の一層の進行を見据え、大野地区の小学校の統合を望む声が複数みられた。

また、より良い教育環境の構築を目指すのであれば、文部科学省や茨城県が示す適正とする学校規模（※）を目指すことである。今回の統合は中野西小学校の児童数の減少に伴う緊急的な措置とし、鹿嶋市が進める小中一貫教育を効果的に進めるためにも、将来的には中学校区単位で一つの小学校を新設することを望む。

※文部科学省は『学校教育法施行規則』において「小・中学校とともに12学級以上18学級以下を学校規模の標準」とし、茨城県は『公立小・中学校の適正規模について（指針）』において「小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。」としている。

4. 学校規模適正化検討委員会の審議経過

令和7年 2月25日 第1回学校規模適正化検討委員会

（鹿嶋市の状況の共有化、鹿嶋市学校規模適正化基準、学校規模適正化の検討項目、スケジュール等についての意見交換、学校規模適正化検討指針の承認）

令和7年 8月26日 第2回学校規模適正化検討委員会

（豊津小学校学校規模適正化の手法等を決定）

令和7年10月28日 第3回学校規模適正化検討委員会

（中野西小学校の学校規模適正化の手法等を決定、鹿嶋市学校規模適正化検討委員会報告書の作成）

鹿嶋市学校規模適正化検討委員会設置規則

令和7年1月24日

教委規則第1号

（設置）

第1条 鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則（令和6年教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第2条第1項に該当する学校（以下「基準該当校」という。）の学校規模の適正化（以下「適正化」という。）を推進するため、鹿嶋市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議検討する。

（1）基準該当校の適正化の推進に関すること。

(2) その他教育委員会が適正化の推進に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、各号それぞれに基準該当校から推薦のあったものを1人以上委嘱するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 教育機関関係者

(3) 保護者代表

(4) 市民代表

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が不在の時は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

4 基準該当校から推薦された委員は、規則第3条に定めることを実現するため、基準該当校及び地域との連絡調整を担い、進捗状況及び課題等を会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育施策企画・調整担当課が行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

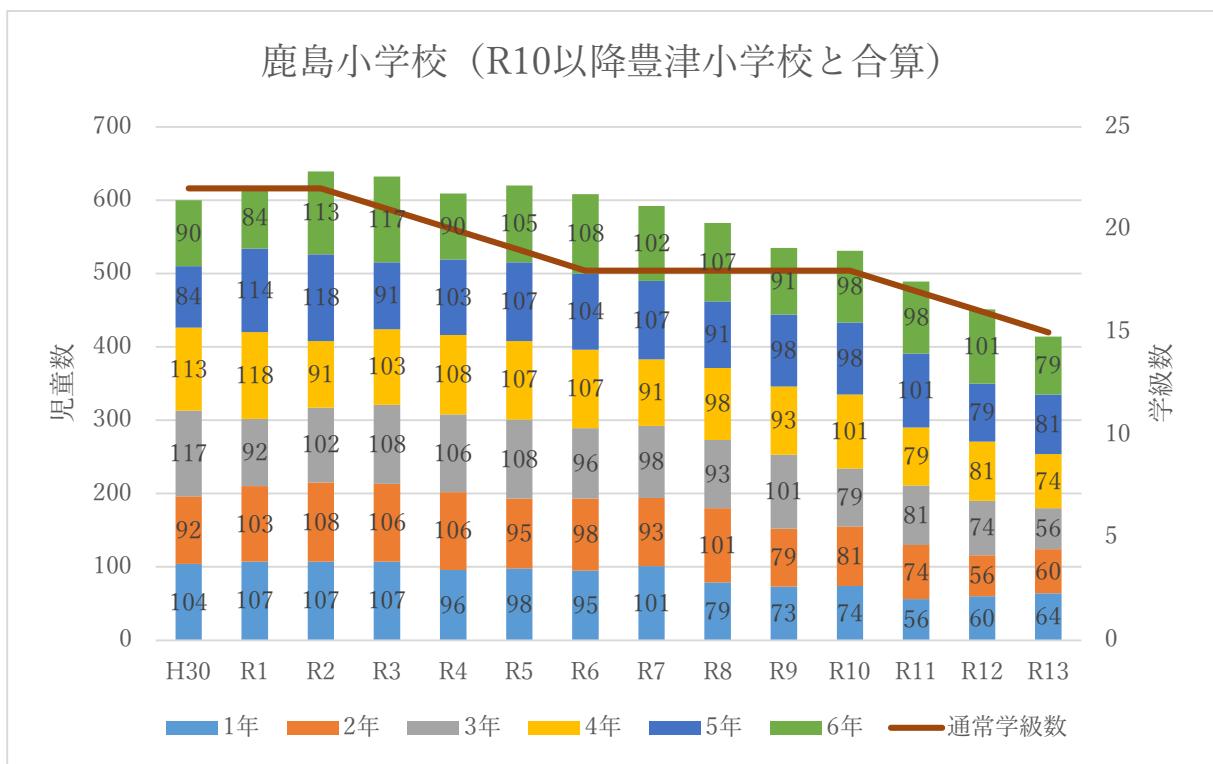
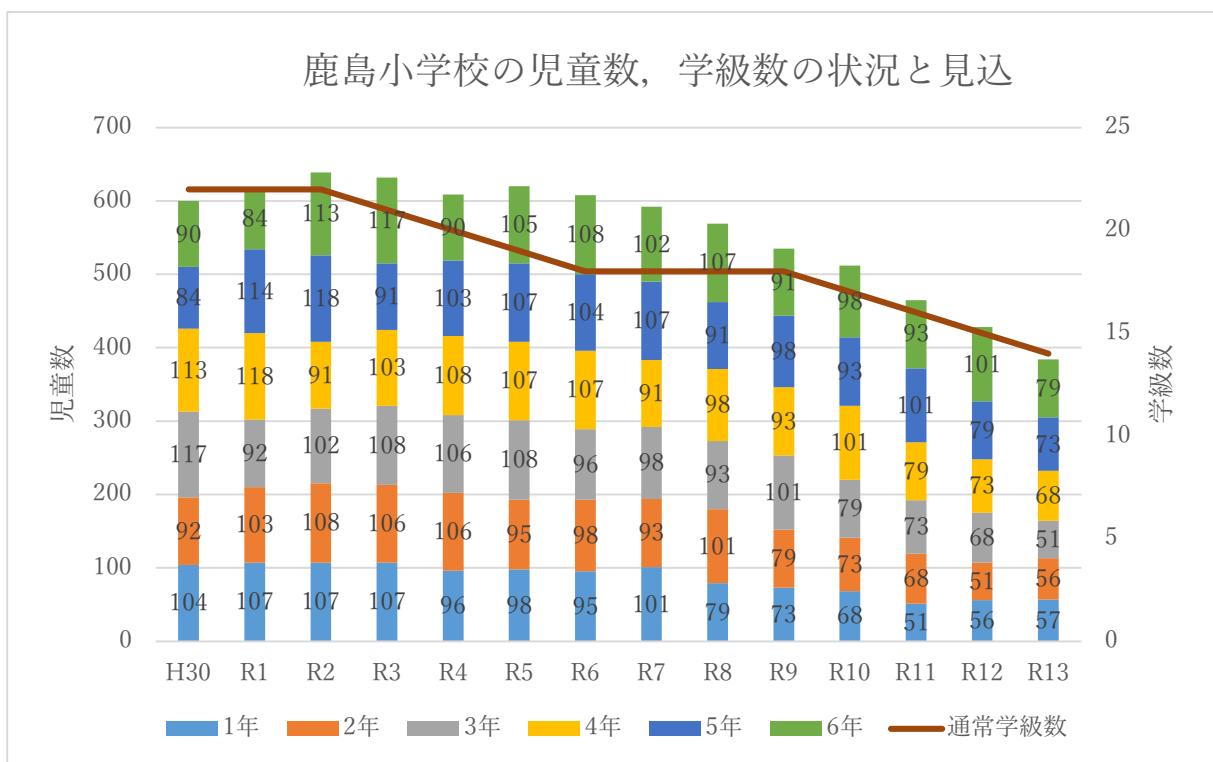
この規則は、公布の日から施行する。

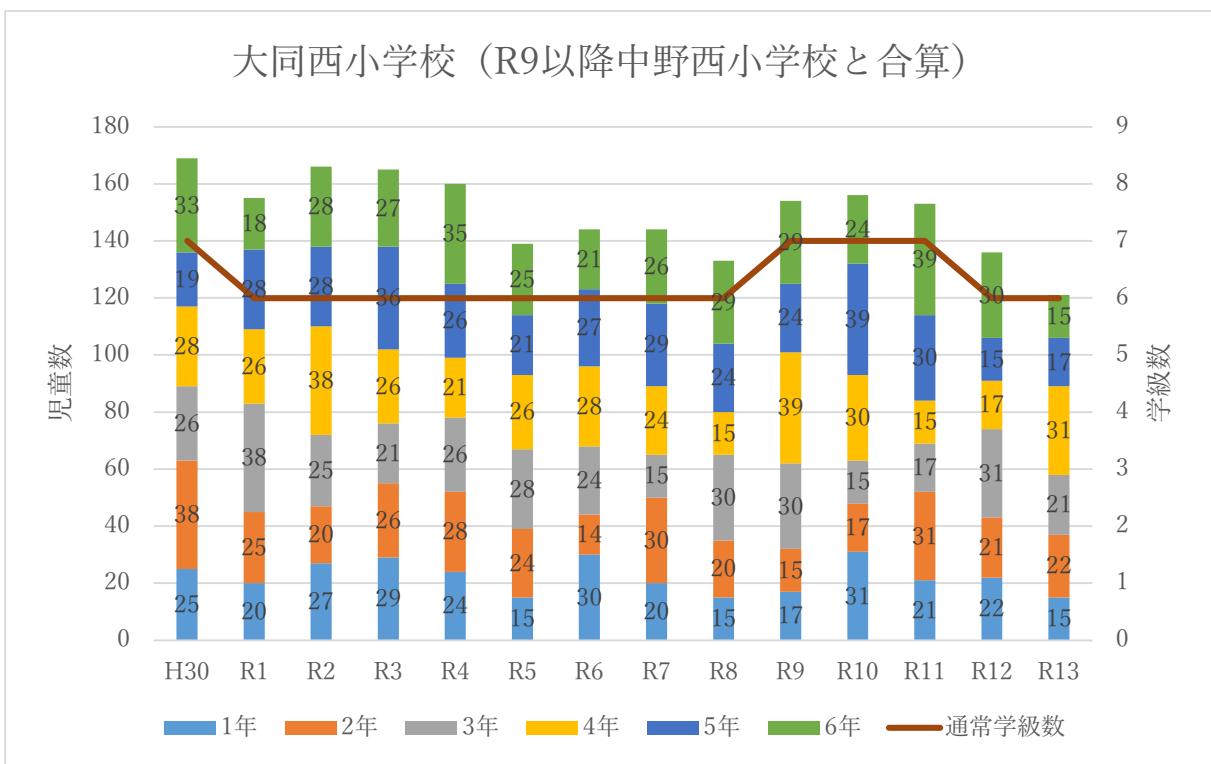
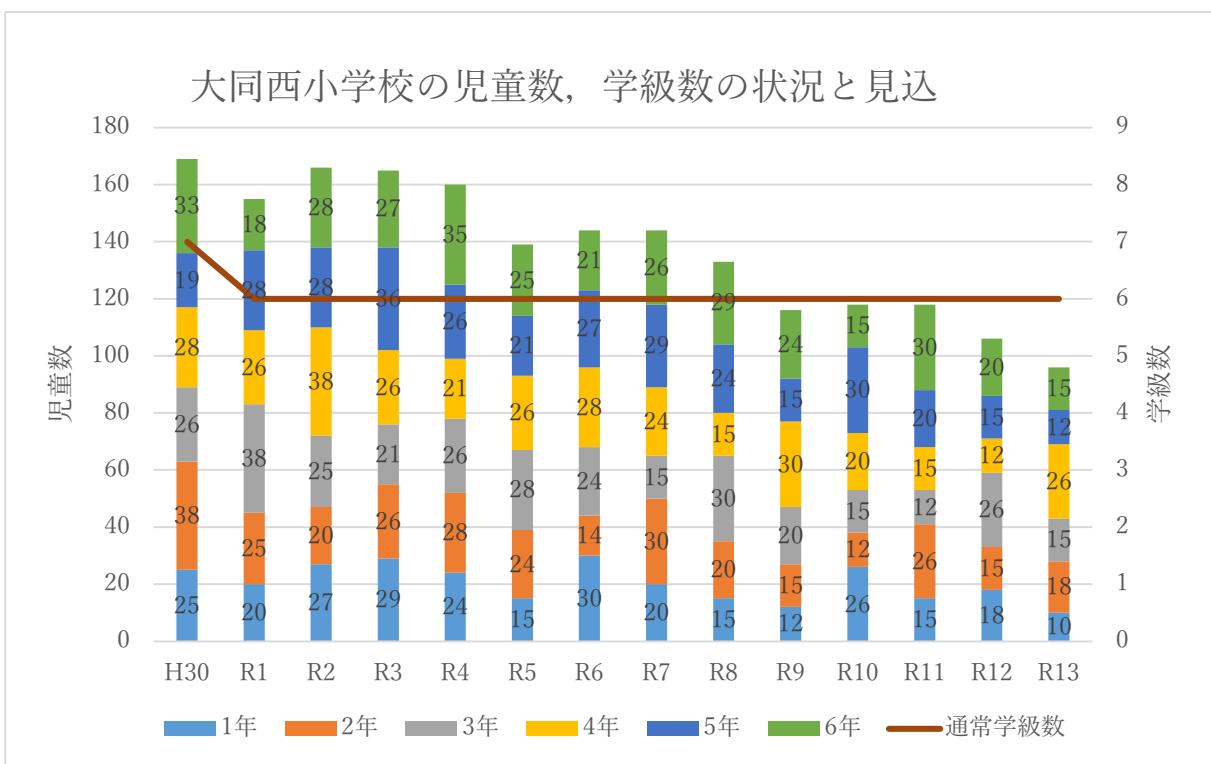
鹿嶋市学校規模適正化検討委員会委員 <◎委員長 ○副委員長>

[任期：令和7年2月25日(令和7年7月30日)～令和9年2月24日]

No.	氏名	所属等	選出区分	備考
1	◎小川哲哉	茨城大学名誉教授 全学教職センター特任教授	学識経験者	
2	○松岡重喜	元鹿島中学校 校長	学識経験者	豊津小
	○小澤和夫	元鹿島中学校 校長	学識経験者	中野西小～R7.10.22
3	市村一弘	豊津小学校 校長	教育機関関係	豊津小 R7.4.1～
	増形岳	前豊津小学校 校長	教育機関代表	豊津小～R7.3.31
4	鈴木恵子	豊津小学校 教頭	教育機関関係	豊津小
5	錦織百代	中野西小学校 校長	教育機関関係	中野西小 R7.4.1～
	江面祐子	前中野西小学校 校長	教育機関代表	中野西小～R7.3.31
6	飯岡和代	中野西小学校 教諭	教育機関関係	中野西小
7	君和田寛之	豊津小学校 PTO 副会長	保護者代表	豊津小
8	山口慶輔	豊津小学校 PTO	保護者代表	豊津小
9	合津正一	中野西小学校 PTA 会長	保護者代表	中野西小 R7.7.30～
	後藤敏夫	前中野西小学校学校運営協議会 会長	市民代表	中野西小～R7.3.31
10	松川美保	中野西小学校 PTA	保護者代表	中野西小
11	沢畑好一	豊津小学校学校運営協議会 副会長(豊津公民館 館長)	市民代表	豊津小
12	和田勉	豊津小学校学校運営協議会 (豊津地区まちづくり委員会 委員長)	市民代表	豊津小
13	工藤祐子	中野西小学校学校運営協議会 会長	市民代表	中野西小
14	谷内勇太	中野西小学校学校運営協議会 副会長	市民代表	中野西小

II 統合先校の児童数の推移と見込（詳細）



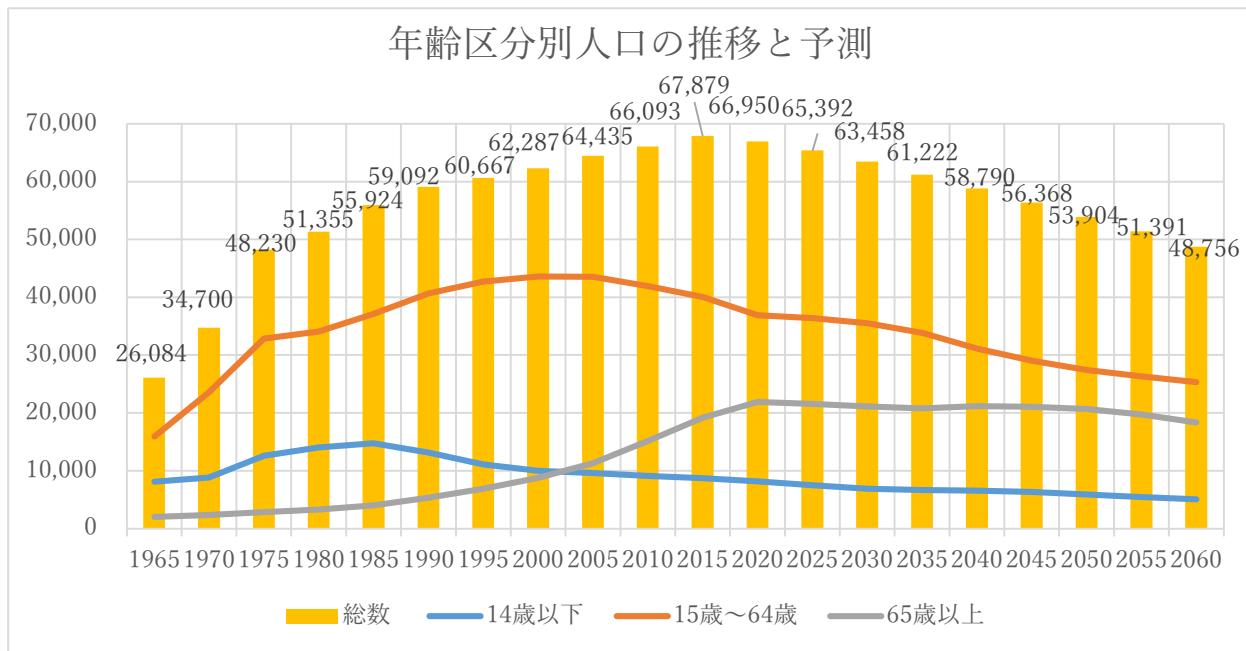


III 人口、児童数の推移と見込

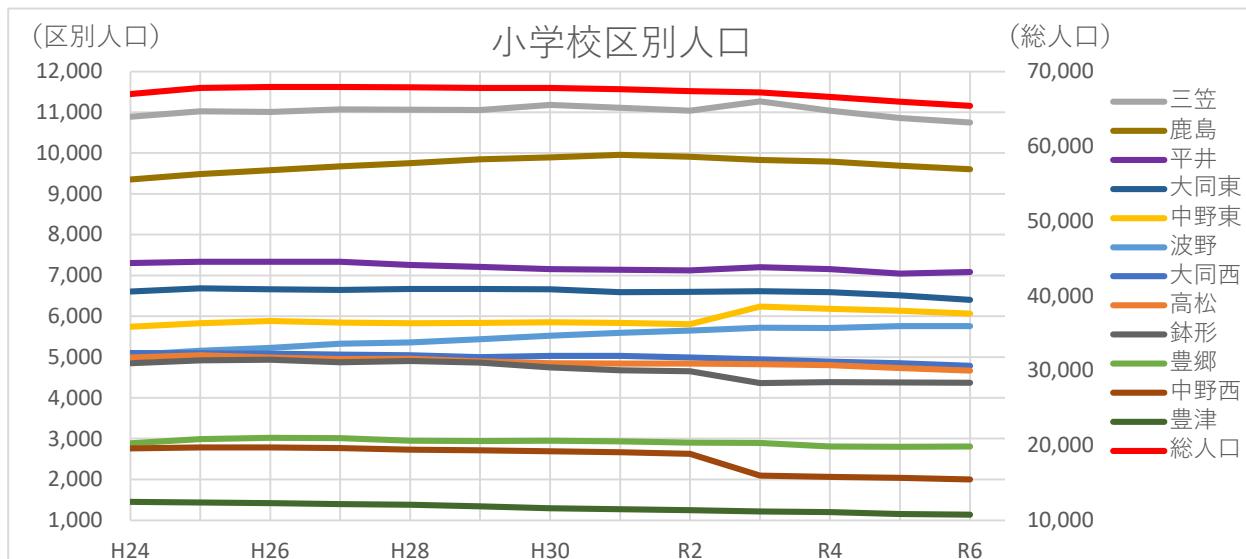
1 人口の推移と人口ビジョン

鹿嶋市（旧鹿島町）の人口は、1960年ごろから進められた鹿島開発により、1965年以降急激に増加し、その後もバブル崩壊後の1990年以降まで緩やかな増加を続けてきましたが、2015年（平成27年国勢調査・67,879人）をピークに人口減少へと転じました。さらに、鹿嶋市人口ビジョン（2022年改訂版）では、2060年（令和42年）には総人口が48,756人（19,123人減）まで減少することが見込まれます。

また、年齢区分別に人口推移を予測した場合、年少人口（14歳以下）については、2025年以降は総人口に占める割合が11%程度で推移し、2060年には5,095人（2015年比約58.4%，3,624人減）となることが見込まれます。



出典：総務省「国勢調査」及び鹿嶋市人口ビジョン（2022年度改定版）

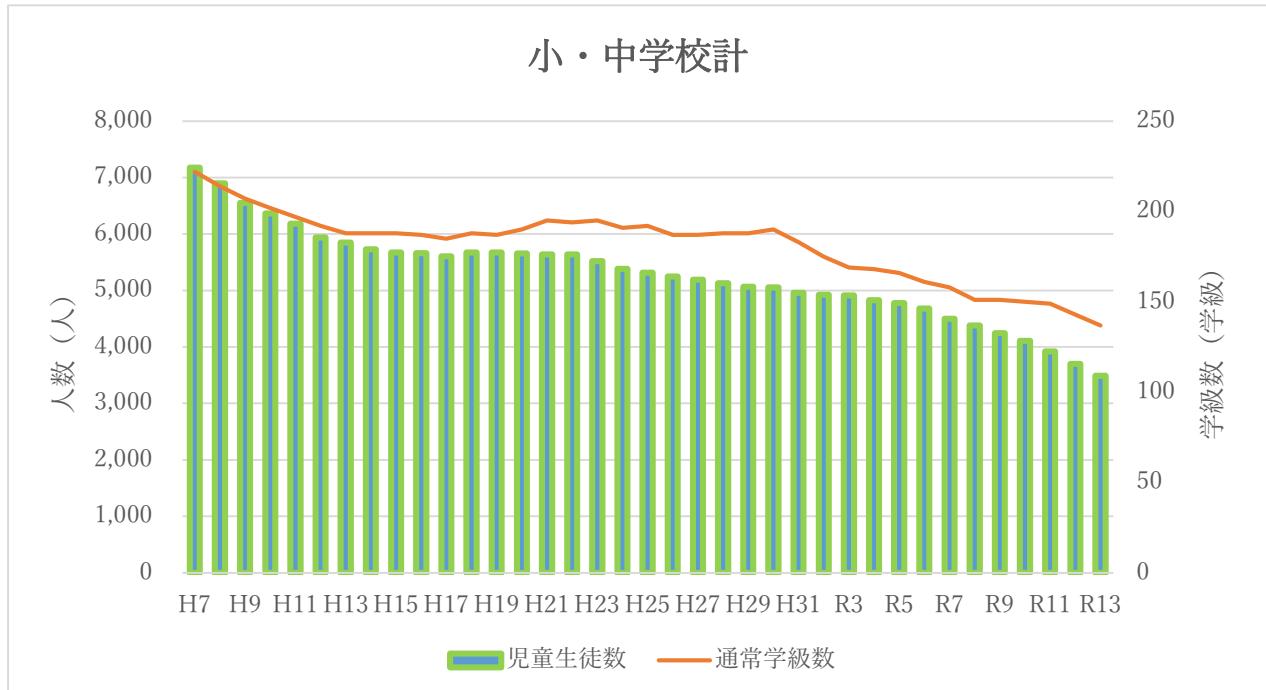


出典：各年4月1日現在の住民基本台帳から

小・中学校の児童生徒数については、鹿島開発に伴う人口増加と同様に、旧鹿島町と旧大野村の合併前の1985年には、両町村を合わせて9,200人を超える児童生徒数がありました。

鹿嶋市誕生後の児童生徒数は、1996年度（平成8年度）の6,897人が最多となり、その後10年が経過した2006年度（平成18年度）には5,676人（1996年度比約18%減）、20年後の2016年度（平成28年度）には5,128人（約26%減）、2024年度（令和6年度）には4,681人（約32%減）と減少しています。

今後もこの減少傾向が続き、2027年度（令和9年度）には約4,240人、2031年度（令和13年度）には約3,490人まで減少することが見込まれます。



出典：学校基本調査（各年5月1日）及び住民基本台帳の出生者数からの見込み（以下同じ）

2 鹿嶋市立小中学校の状況

（1）小学校の状況

本市内には12の小学校があり、1995年（平成7年）の町村合併時に存在していた旧鹿島町の8小学校と旧大野村の4小学校が、現在も同じ形態で存続しています。

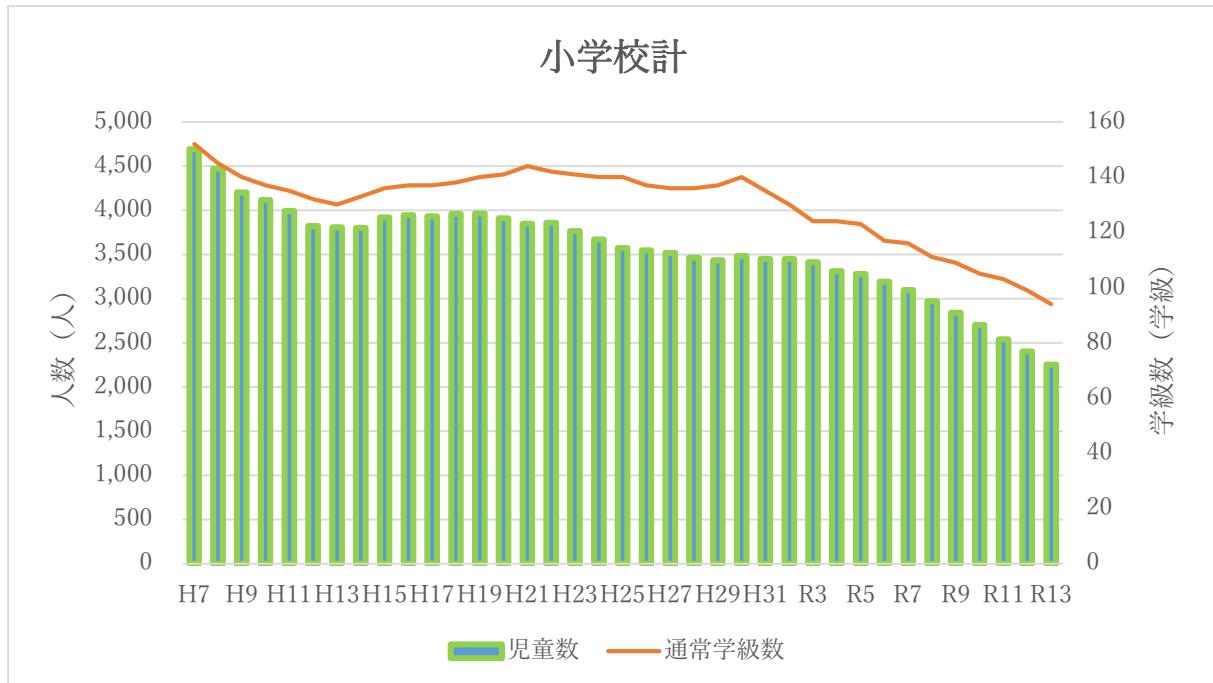
旧鹿島町時代以前に創設された8小学校は、尋常小学校等を起源とする5小学校（波野小学校、豊郷小学校、豊津小学校、鹿島小学校、高松小学校）と、鹿島開発に伴う人口増加により高松小学校の分校から独立した1小学校（平井小学校），および新設された2小学校（三笠小学校、鉢形小学校）に分類されます。

また、旧大野村時代以前に創設された4小学校は、いずれも尋常小学校及びその分教場を起源とするもので、いずれも100年を超える歴史を有しています。

児童数及び学級数は、1996年（平成8年）の4,470人・145学級をピークとして減少を続け、2025年（令和7年）には3,097人（1,373人減）・116学級（29学級減）

となっています。今後もさらなる減少が続き、2031年（令和13年）には2,252人・95学級となることが見込まれます。

この時点における12校の学校規模の内訳は、過小規模校（5学級以下）が2校、小規模校（6学級から11学級）が7校、適正規模校（12学級以上）が3校となることが想定されます。



（2）中学校の状況

本市立中学校は5校であり、その内訳は旧鹿島町の4中学校と旧大野村の1中学校です。これら5校は、平成7年の町村合併以前から存在していた学校数と同一であり、現在も存続しています。

旧鹿島町の4中学校のうち、鹿島中学校と高松中学校は、昭和29年の旧鹿島町合併以前に開校していたものを、昭和42年の学校統廃合により再編して誕生したものです。なお、旧豊津村では豊津中学校が開校しましたが、1年後に組合立鹿島中学校に編入されました。その後、鹿島開発に伴う人口増加を受けて、昭和55年に鹿島中学校から分離して鹿野中学校が、昭和61年に高松中学校から分離して平井中学校がそれぞれ開校し、現在の4校体制となりました。

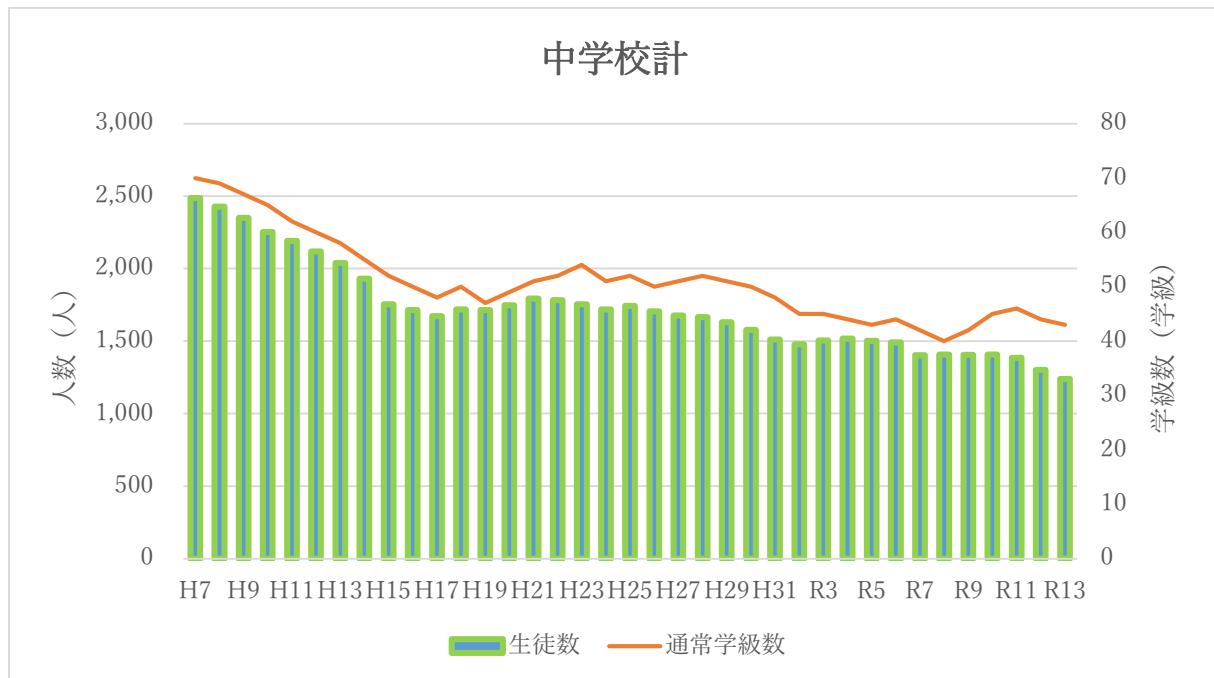
一方、旧大野村立大野中学校は、昭和30年の大同村・中野村の合併に伴い、昭和32年に統合大野中学校として設置されたものです。本市北部に位置する大野中学校の通学区域は旧大野村全域に及ぶ広範な範囲であることから、生徒数の減少は見込まれるもの、当面、各学年3学級の小規模校として継続することを見込みます。

これに対し、旧鹿島町に設置された4中学校のうち、鹿島中学校、鹿野中学校及び平井中学校は、いずれも市街化区域内に立地していることから、生徒数の減少幅は比較的小さい状況です。一方、高松中学校は、鹿島開発に伴う一時的な生徒数の急増期を経た後、平井中学校の開校とその後の少子化の進行により、現在は単学級の小規模校となっています。なお、同校は高松小学校に隣接する

という立地上の特性をいかし、平成30年度からパイロット校として小中一貫教育を開始し、現在は高松小学校を高松中学校の校舎内に移設し、施設一体型の小中一貫教育を推進しています。

なお、本市内には市立中学校のほか、中高一貫教育を実施する県立中学校（県立鹿島高等学校附属中学校：1学年40人、中学生総数120人）及び私立中学校（清真学園高等学校・中学校：1学年4クラス、中学生総数460人から500人）の2校があります。また、鉢田市に所在する県立中学校（県立鉢田第一高等学校附属中学校）への進学者を含めると、市内小学校6年生の約15%が、これら市外・市内の中高一貫教育校等へ進学しています。

生徒数及び学級数は、1996年（平成8年）の2,427人・69学級をピークとして減少を続け、2025年（令和7年）には1,403人・42学級（1,024人・27学級減）となっています。今後も同様の傾向で減少が続き、2031年（令和13年）には1,240人・43学級となることを見込んでいます。少子化の進行により生徒数は減少を続ける一方で、現在40人学級編制となっている中学校にも35人学級編制が適用される見込みであることから、一時的に学級数が増加する年度が生じることが想定されます。



(3) 鹿嶋市の児童生徒数の推移と見込

学校名	過小規模校(小学校：5学級以下 中学校：2学級以下)						小規模(小：6～11学級 中：3～11学級)						標準(小・中：12～18学級)				大規模(小・中：19学級以上)											
	H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数	児童生徒数	通常学級数		
波野小学校	351	13	370	13	376	13	383	13	390	14	396	14	397	13	379	13	367	13	334	12	307	12	288	12	263	11	244	10
豊郷小学校	120	7	128	7	132	6	142	6	143	6	148	6	138	6	134	6	131	6	132	6	124	6	119	6	114	6	102	6
豊津小学校	61	6	58	6	47	5	46	4	40	4	30	3	28	3	22	2	19	2	20	3	19	3	24	3	23	3	30	3
鹿島小学校	600	22	618	22	639	22	632	21	609	20	620	19	608	18	592	18	569	18	535	18	512	17	465	16	428	15	384	14
高松小学校	232	10	223	9	204	7	210	7	204	8	193	8	183	6	176	6	176	6	170	6	156	6	153	6	152	6	143	6
平井小学校	336	13	335	13	337	12	324	12	326	12	332	12	318	12	326	12	331	12	341	12	333	12	320	12	328	12	343	12
三笠小学校	770	25	747	24	748	25	725	23	666	22	632	20	619	19	587	19	549	18	520	18	491	17	447	16	413	15	384	14
鉢形小学校	244	9	234	9	225	9	216	9	216	9	229	10	214	10	219	10	214	9	216	9	213	8	215	8	213	8	200	7
大同東小学校	253	11	252	10	258	10	248	9	239	8	246	9	249	10	240	10	229	9	227	9	213	8	193	7	178	6	160	6
大同西小学校	169	7	155	6	166	6	165	6	160	6	139	6	144	6	144	6	133	6	116	6	118	6	118	6	106	6	96	6
中野東小学校	255	11	256	10	248	9	251	9	255	10	253	11	239	10	223	9	205	8	189	7	179	7	162	7	153	7	141	7
中野西小学校	89	6	75	6	67	6	70	5	61	5	60	5	54	4	55	5	48	4	38	4	38	4	35	4	30	4	25	3
小計	3,480	140	3,451	135	3,447	130	3,412	124	3,309	124	3,278	123	3,191	117	3,097	116	2,971	111	2,838	110	2,703	106	2,539	103	2,401	99	2,252	94
鹿島中学校	494	15	498	15	492	15	500	15	516	16	534	16	540	16	513	15	510	15	513	16	504	16	498	16	465	15	434	14
高松中学校	113	4	112	4	129	5	128	5	113	4	98	3	96	3	88	3	80	3	83	3	84	3	86	3	75	3	69	3
鹿野中学校	254	8	253	8	239	7	263	8	275	8	277	8	266	9	246	8	253	8	267	8	271	9	265	9	252	9	254	9
平井中学校	322	11	284	9	280	7	281	7	287	7	266	7	257	7	242	7	252	7	235	7	238	8	246	9	232	8	228	8
大野中学校	393	12	364	12	338	11	332	10	326	9	326	9	332	9	314	9	312	9	307	9	310	9	289	9	276	9	255	9
小計	1,576	50	1,511	48	1,478	45	1,504	45	1,517	44	1,501	43	1,491	44	1,403	42	1,407	42	1,405	43	1,407	45	1,384	46	1,300	44	1,240	43
鹿島高附中						40	1	80	2	120	3	120	3	120	3	120	3	120	3	120	3	120	3	120	3	120	3	
清真学園	388	12	398	12	415	12	430	12	436	12	440	12	465	12	471	12	480	12	480	12	480	12	480	12	480	12	480	12
県・私立計	388	12	398	12	455	13	510	14	556	15	560	15	585	15	591	15	600	15	600	15	600	15	600	15	600	15	600	15
鹿嶋市立計	5,056	190	4,962	183	4,925	175	4,916	169	4,826	168	4,779	166	4,682	161	4,500	158	4,378	153	4,243	153	4,110	151	3,923	149	3,701	143	3,492	137

※学校基本調査及び令和7年8月1日時点の住民基本台帳情報から推計

IV 学校規模適正化検討の経過

1 本市の学校の在り方及びその方向転換

全国的に深刻化する少子化は、学校教育を取り巻く状況を徐々に変化させてきました。本市においても少子化は同様に進行しており、豊津小学校では平成24年に児童数が46人となり、市内で初めて複式学級が発生しました。

本市では、小規模校であっても、そのメリットであるきめ細かな教育をいかしつつ、デメリットと考えられる「切磋琢磨する機会の欠如」等を補うため、ICTを活用した教育や、小中一貫教育の中学校区単位での推進等に取り組んできました。これにより、小規模校の児童が、同じ中学校区の他の小学校の児童とともに学ぶ機会を確保し、小規模校での教育活動を継続してきました。

特に豊津小学校では、児童の増加策として、学区外からの入学者を受け入れる「小規模特認校制度」を導入したこと、平成30年には一時的に複式学級が解消されました。

しかし、この「小規模特認校制度」はあくまで一時的な効果にとどまり、その後も児童数の継続的な減少は止まらず、令和2年以降は複式学級の発生が常態化しています。さらに、令和5年以降の2年間は、この制度の利用を希望する新入学児童がいない状況となっています。

また、中野西小学校においても、令和3年に初めて複式学級が発生し、令和6年には複式学級が複数学年で発生する等、少子化の進行が深刻化しています。

これら過小規模校の状況は、令和の時代に求められる新しいスタイルの学びを効果的に実践することを困難にし、他の小学校との教育環境の格差を生じさせるおそれがあります。その結果、本来目指すべき教育目標の達成が難しくなることから、早急な改善が必要であると考えています。

加えて、保護者からも子どもたちの教育環境に対する不安の声が寄せられていることから、本市では令和6年度に学校の在り方について大きく方向転換を図り、学校の適正規模に関する検討を開始しました。

2 鹿嶋市学校規模適正化基準の策定

本市が独自基準として設けた、「学校規模適正化基準」は、「鹿嶋市立学校において、教育基本法に定める学校教育の目的を達成するため、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質・能力を伸ばし、鹿嶋市が進める教育の実現につなげるための学校規模の基準」として定めたものです。

文部科学省が示す適正規模の考え方では、「小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準」とされていますが、本市では、少子化による児童生徒数の急激な減少が学校教育へ及ぼす影響に迅速かつ適切に対応するため、本市が目指す学校教育を効果的に実現することを目標として、独自の基準を設けました。

この基準は、令和6年10月に外部有識者を委員長とする「鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会」を設置し、3回の審議を経て、同委員会から市教育委員会に提出された「適正化基準検討委員会報告書」を基に、「鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則」として制定したものです。

鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則

令和6年12月20日

教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市立学校において、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項及び第6条第2項の目的を達成するため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばし、鹿嶋市が進める教育の実現につながる鹿嶋市学校規模適正化基準（以下「適正化基準」という。）を定めるものとする。

(適正化基準)

第2条 鹿嶋市立小学校について統合等を検討する適正化基準は、学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）第4条第1号に基づき実施する学校調査において、次の各号に掲げる要件をいずれも下回る場合とする。

（1）通常学級数6学級

（2）同一学年児童数12人、かつ、全校児童数72人

2 鹿嶋市立中学校については、社会情勢の変化を捉え、課題が顕在化した時点に適正化基準を設けるものとする。

(学校規模適正化の推進)

第3条 教育委員会は、学校規模適正化の推進に当たり、授業の質の確保に努め、適正化基準該当校及びその保護者、適正化基準該当校の通学区域住民と十分に協議の上、速やかに推進するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年5月1日から適用する。

V 適正化基準該当校の沿革と現状

1 豊津小学校

鹿嶋市大字大船津2328番地1(敷地6,233m² うち1,975m²借地〔有償125m²〕)

児童: 22人 通常2学級 特別支援1学級〈令和7年5月1日〉

職員: 県費8人, 市費3人, 市費兼務職員2人(図書館司書, A L T)

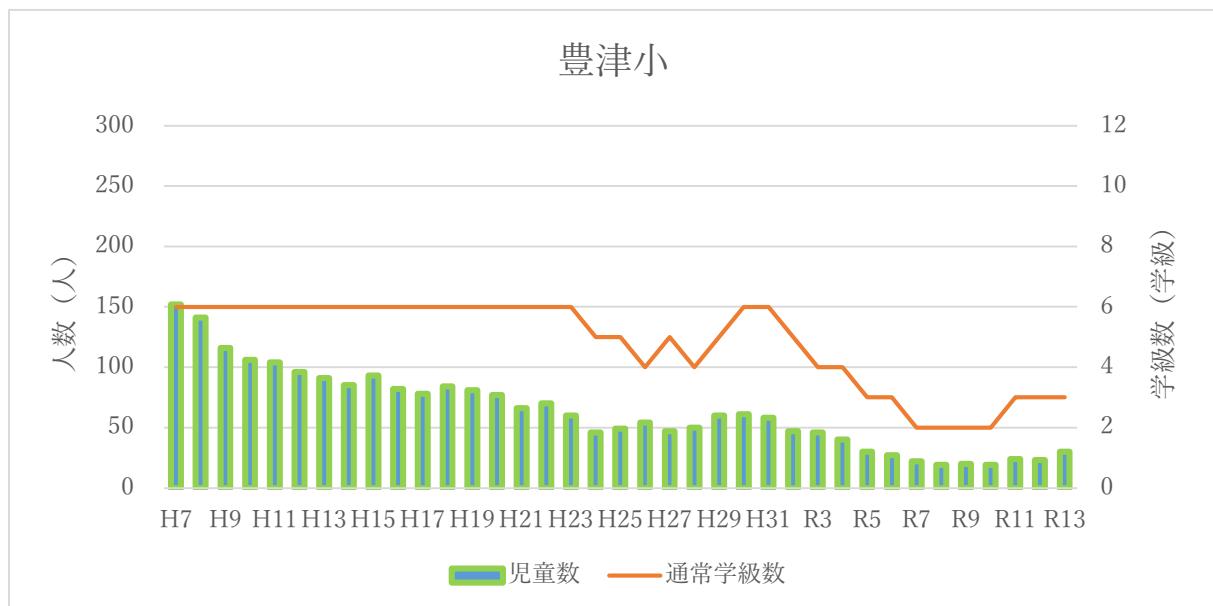
明治11年9月5日 大船津小学校として創立

明治22年 豊津村立豊津尋常小学校と改称

昭和22年 豊津村立豊津小学校と改称

平成19年～20年 大規模改造工事

平成30年 空調整備工事



【児童数（見込み）】								備考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計(A)	
R7	0	5	0	7	7	3	22	
R8	0	0	5	0	7	7	19	
R9	8	0	0	5	0	7	20	
R10	6	8	0	0	5	0	19	
R11	5	6	8	0	0	5	24	
R12	4	5	6	8	0	0	23	
R13	7	4	5	6	8	0	30	

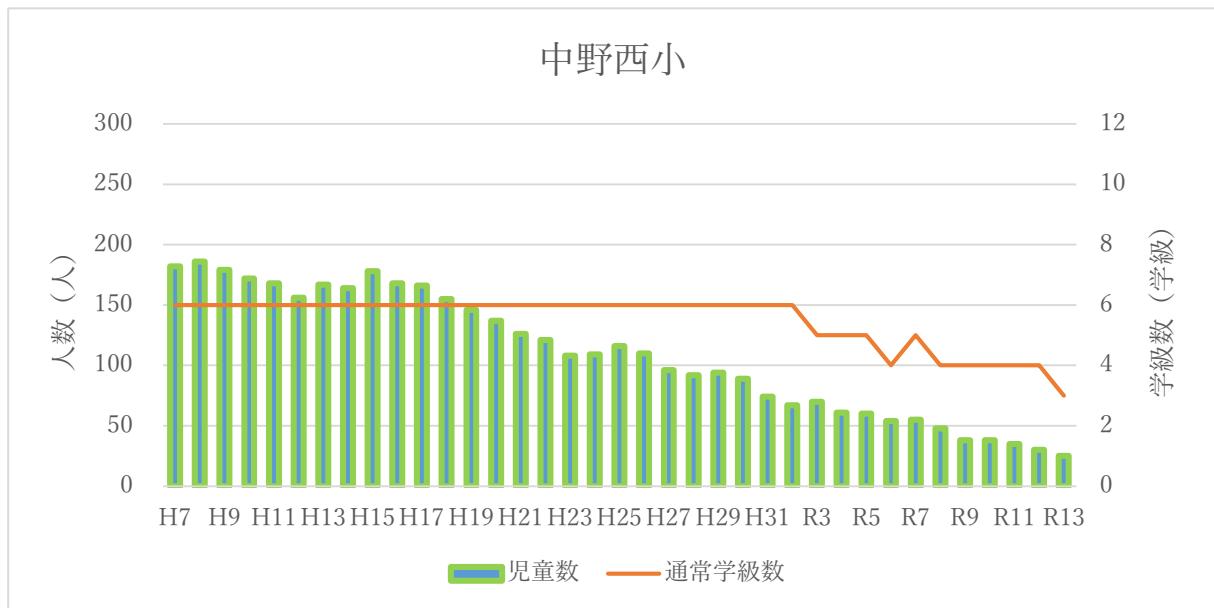
2 中野西小学校

鹿嶋市大字中1729番地3（敷地17, 534m² うち554m²借地）

児童：55人 通常5学級 特別支援2学級（令和7年5月1日）

職員：県費13人、市費3人、市費兼務職員2人（図書館司書、A L T）

明治 8年10月22日	中村小学校創立
明治 20年	中村尋常小学校と改称
大正 15年6月	中野西尋常小学校と改称
昭和 22年	中野村立中野西小学校と改称
昭和 53年	新校舎（昭和52年竣工）～移動、創立100周年記念行事
平成 23年	耐震補強工事
平成 25年	トイレ洋式化工事
平成 30年	空調整備工事
令和 7年11月	創立150周年記念行事（ありがとう集会）



【児童数（見込み）】							備考
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
R7	10	9	9	5	15	7	55
R8	0	10	9	9	5	15	48
R9	5	0	10	9	9	5	38
R10	5	5	0	10	9	9	38
R11	6	5	5	0	10	9	35
R12	4	6	5	5	0	10	30
R13	5	4	6	5	5	0	25

VI 関係法令

○教育基本法（抄）

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと目的として行われるものとする。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○学校教育法（抄）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

○学校教育法施行規則（抄）

第四章 小学校

第一節 設備編制

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（略）

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二まで及び第五十六条の四の規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第百七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（抄）

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

- 一 公立の小学校、中学校（第二号の二に該当する中学校を除く。同号を除き、以下同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費 二分の一
- 二 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した

- 教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程(以下「中等教育学校等」という。)の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一
- 2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適當と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)（昭和三十三年五月一日）（法律第百十六号）

(学級編制の標準)

- 第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。
- 2 各都道府県ごとの、都道府県又は市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。)町村の設置する小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この

項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期 課程を含む。次条第二項において同じ。）	<u>同学年の児童で編制する学級</u> 二の学年の児童で編制する学級 学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	<u>三十五人</u> 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人） 八人
中学校（義務教育学校の後期 課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	<u>同学年の生徒で編制する学級</u> 二の学年の生徒で編制する学級 特別支援学級	<u>四十人</u> 八人 八人

3 各都道府県ごとの、都道府県又は市町村の設置する特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（令三法一四・一部改正）

（学級編制）

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

鹿嶋市学校規模適正化実施計画
(豊津小学校 中野西小学校編)

発行：令和7年12月25日
発行者：鹿嶋市教育委員会
編集：鹿嶋市教育委員会事務局総務就学課
茨城県鹿嶋市平井1187番地1
TEL：0299-82-2911（代）